

通所介護事業所 双葉陽だまり館

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0870105566号)

1. 事業者の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 愛の会
(2) 法人所在地	茨城県石岡市根当10888-3
(3) 電話番号	0299-23-5211
(4) 代表者氏名	木村 都央
(5) 設立年月日	平成6年10月7日

2. 事業所の概要

(1) 事業の種類	指定通所介護事業所
(2) 事業の目的	指定通所介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
(3) 事業所の名称	通所介護事業所 双葉陽だまり館
(4) 事業所の所在地	茨城県水戸市開江町7番地
(5) 電話番号	029-306-7521
(6) 管理者氏名	木村 哲之
(5) 開設年月日	平成27年9月1日
(6) 定員	30名

3. 設備の概要

(1) 食堂及び機能訓練室	利用者全員が使用できる十分な広さを備えた食堂（機能訓練室兼用）であり、テーブル・いす・食器類・機能訓練器具等を備えます。
(2) その他	静養室、相談室、事務室等をもうけます。

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	職務内容	人員
管理者	事業所の業務を管理、職員の指揮監督	常勤1名
生活相談員	生活相談、苦情への対応、処遇企画や実施等	1名以上
介護職員	日常生活の介護業務	4名以上
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	1名以上
機能訓練指導員	機能回復、機能維持に必要な訓練、指導	1名以上

＜営業日と営業時間＞

営業日：月曜日～土曜日（但し、1月1日から1月3日までは休業）

営業時間：8時30分～17時30分

5. サービスの内容

（1）送迎

①送迎車により、事業所と自宅との間を行います。

②通常の営業時間の利用の方を送迎します。

（2）健康チェック

日常生活上必要な健康チェックを行います。

（3）食事

利用者に合った食事を提供します。

（4）入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

（5）機能訓練

計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

（6）生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

（7）レクリエーション

①併設施設において実施される行事等に参加することができます。

②行事によっては、別途参加料金がかかるものもあります。

（8）排泄

随時、排泄介助をいたします。（オムツ利用の方はオムツを持参下さい）

6. 利用料金

(1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(2) その他運営基準（厚生労働省令）で定められたその他の費用が別途かかります。

※別紙、料金表をご参照ください。

7. サービス利用にあたっての留意事項

当サービスのご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないで下さい。

ただし、タバコとライターは防火管理上、事業所でお預かりさせていただく場合がございます。

(2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないで下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(3) 口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないで下さい。

(4) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

8. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年に2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 2. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 3. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

1 5. 苦情相談窓口

(1) 当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

施設長 木村 哲之

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

その他、各市町村の介護保険担当課や国民健康保険団体連合会、茨城県社会福祉協議会でも受け付けております。

1 6. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

通所介護のサービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 茨城県水戸市開江町7番地

事業所名 通所介護事業所 双葉陽だまり館

管理者名 木村 哲之 印

説明者名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<ご利用者様>

住所 _____

氏名 _____ 印

<ご利用者様代理人（選任した場合）>

住所 _____

氏名 _____ 印 （続柄 ）